お知らせ

県税からのお知らせ

個人事業税（県税）について

個人事業税は、一定の事業を営む個人の方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得及び事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

県では課税対象となる業種の方に8月と11月に金融機関やコンビニエンスストアで納付できる納税通知書を送付しています。

また、口座振替もご利用いただけますので、各取扱金融機関でお申し込みください。

詳細は、県税ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

◆問合せ先
下北地域県民局県税部課税課
☎22－8581（内線207）

消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催についてのご案内

むつ市、東通村、大間町、佐井村及び風間浦村とむつ税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度です。事業者の方への**支援措置（補助金関係）**の概要についての説明もございますので、ぜひ説明会にお越しください。

なお、会場の都合上、席に限りがありますことを予めご了承ください。

◆平成30年9月6日（木）
①10時30分～　②14時～
むつ市役所内大会議室

◆平成30年9月11日（火）
①10時30分～　②14時～
大間町総合開発センター

◆問合せ先
むつ税務署 調査部門
法人課税担当　秋田谷 光利
☎22－3294
（音声案内で2番を押してください）

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

建設業を営む事業主が加入可能で、建設業の現場で働く労働者の方が対象となります。掛金は、日額310円です。

◆特徴
・国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
・経営事項審査で加点評価の対象となります。
・掛金の一部を国が助成します。
・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

建退共から事業主の皆様へのお願い
・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。
・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい。

◆問合せ先　建退共青森支部
☎017－732－6152

下北教育事務所からのお知らせ

学校と連携・協働して地域を元気に！

お近くの学校の子供たちの成長を、一緒に支えてみませんか。

地域学校協働活動推進員等養成講座

◆いつ　8月28日(火)13時30分～
◆どこで　むつ合同庁舎旧館
◆どんな
・講義（地域と学校が連携・協働して子供を育むために）
・事例発表（第二田名部小学校、教育支援プラットフォーム下北地区実行委員会の取組）
◆参加費　無料
◆旅費　公共交通機関往復分支給
◆申込締切　8月21日（火）
◆申込・問合せ先
下北教育事務所
☎22－8581（内線294）

ジョブカフェあおもりが就職活動をサポートします

就職に関する様々なサービスを無料で受けることができます。

◆対象者
45歳未満の求職者
◆サービス内容
キャリアカウンセリング
就職や仕事に関する相談、履歴書、職務経歴書など応募書類の添削、面接練習、職業適性診断の結果解説などを実施します。
※カウンセラーとの対面相談は毎週水曜日開催（要予約）・テレビカウンセリングは随時受付。
◆職業適性診断
◆就職支援セミナーの受講
◆パソコン利用、書籍閲覧
◆ハローワークコーナーにて求人検索・職業相談・職業紹介
◆問合せ先
ジョブカフェあおもり
サテライトスポットむつ
（むつ市役所本庁舎内）
開館時間　平日9時～17時
☎0175－22－1146
ホームページ
http://www.jobcafe-aomori.jp/

むつ下北・上北地区障がい者就職相談会のご案内

むつ公共職業安定所では、障害をお持ちの方を対象とした就職相談会を開催します。

相談会への参加を希望される方は、むつ公共職業安定所までお問い合せ下さい。

◆日時
平成30年9月3日（月）
13時～15時30分
◆場所　プラザホテルむつ
◆問合せ先